

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年10月9日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

脱退手当金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000023号
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000028号

第1 結論

- 1 請求者のA事業所における平成19年5月10日の標準賞与額を36万7,000円、平成21年9月16日の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

平成19年5月10日及び平成21年9月16日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成19年5月10日及び平成21年9月16日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における平成21年9月16日の標準賞与額を26万5,000円に訂正することが必要である。

平成21年9月16日の訂正後の標準賞与額(上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年5月10日
② 平成21年9月16日

A事業所から支給された請求期間①及び②の賞与について、厚生年金保険の標準賞与額の記録がない。

請求期間①及び②の賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者が所持する賞与に係る明細書及び賞与の振込口座に係る取引異動明細表(以下「明細書等」という。)によると、請求者は、A事業所から、請求期間①は36万7,500円、請求期間②は26万5,000円の賞与の支払を受け、当該賞与から、請求期間①は36万7,000円、請求期間②は26万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが確認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、明細書等により確認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、請求期間①は36万7,000円、請求期間②

は 26 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 19 年 5 月 10 日及び平成 21 年 9 月 16 日に支給した賞与について、請求者に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以後は年金事務所）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間②について、明細書等によると、請求者の賞与額に見合う標準賞与額は、上記第 3 の 1 の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額（26 万円）を上回る 26 万 5,000 円であることが確認できる。

したがって、請求者の A 事業所における請求期間②に係る標準賞与額については、明細書等により確認できる賞与額から 26 万 5,000 円に訂正することが必要である。

ただし、訂正後の標準賞与額（上記第 3 の 1 の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第2000060号
厚生局事案番号 : 北海道(脱)第2000001号

第1 結論

昭和53年10月1日から昭和62年7月1日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正15年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年10月1日から昭和62年7月1日まで
年金記録によると、請求期間について、脱退手当金が支給済と記録されているが、A事業所の退職時に脱退手当金の申請をした記憶はなく、受給した記憶もないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された年金手帳に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされていたところ、請求者が現在も所持している年金手帳には、A事業所を管轄していたB社会保険事務所(当時)において脱退手当金が支給決定されたことを意味する「脱退 B」の押印が確認できる。

また、請求期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りはなく、A事業所に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、「脱手支給」と記載されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。